

大分県報

令和八年
第七二六号
七月二十八日

（火曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）	一
道路の供用開始	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	二
建築基準法による道路位置の指定	二
選挙管理委員会告示	二
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告	二
公告	三
県営土地改良事業の工事の完了	三
開発行為の完了	三

○告示

大分県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年七月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年七月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類
及び路線名

区間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延長

備考

メートル

メートル

上記A

大分県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年七月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年七月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類
及び路線名

区間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延長

県道中判田
犬飼線
大分市大字端登字下原三二〇四番三から
大分市大字端登字神ノ上三四五四番三まで
大分市大字端登字下原三二〇四番三から
大分市大字端登字神ノ上三四五四番四まで

後

四六・四
八・八

六五二・八

四六・四
八・八

六五二・八

大分県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年七月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

令和八年七月二十八日

大分県報（告示）

佐伯市佐伯地域コミュニティセンター	佐伯市大手町一丁目二番一二号	佐伯市長	一、四八一・八一平方メートル	一、七三〇人	令八・七・八
佐伯市佐伯東地域コミュニティセンター	佐伯市蟹田七番一〇号	佐伯市長	七一八・一五平方メートル	六三三人	令八・七・八
佐伯市鶴岡地域コミュニティセンター	佐伯市大字鶴望二五二五番地一二	佐伯市長	六二四・五四平方メートル	五八六人	令八・七・八
佐伯市弥生地域コミュニティセンター	佐伯市弥生大字上小倉一一九六番地	佐伯市長	八二七・八三平方メートル	七七三人	令八・七・八

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和八年七月二十八日

事業名 県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理) 高源寺地区	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
	着手年月日 平三〇・一一・三〇	完了年月日 令八・六・二九

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和八年七月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市弥生大字門田字下番匠九百六十三番一及び九百八十二番一並びに字番匠千百二十

- 七番一、千百三十四番一、千百四十六番及び千百五十一番二並びに千百五十六番三の一部
二 開発区域の面積
二万七千八百十八・〇〇平方メートル
三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
佐伯市弥生大字江良千八百三十六番地の一
株式会社二豊鉄工所 代表取締役 戸 高 信 一 郎
完了検査年月日
令和八年七月十五日

令和八年七月二十八日

大分県報（選管委告示・公告）